

敦賀市営野球場の使用について

平成29年7月
スポーツ振興課

使用の許可、使用料、使用許可の取消及び損害の賠償等については、敦賀市営野球場使用条例（昭和41年8月19日条例第22号）の規定に基づくものとする。

なお、詳細については敦賀市営野球場使用条例施行規則（昭和41年8月22日規則第10号）によることとする。

1 使用対象者及び内容

- (1) 敦賀市内に籍を置き、利用方法を遵守する団体とし、初回利用及び定期的に利用方法について説明を受けること。
- (2) 試合は原則禁止することとし、守備練習、走塁練習及びトレーニングを基本とする。
- (3) 打撃練習については、確実に場外飛球しない措置を施し、スポーツ振興課が認めたものに限る。

2 使用時間等について

- (1) 原則、午前8時から日没（原則、午後7時までを最長とする。）までとする。ただし、延長時間については市長の許可を受けなければならない。
- (2) 通学時間帯においては、保護者、指導者及び監督等が監視を行い、通学者の安全を守るため、中断する措置をとること。

3 使用中の遵守事項

- (1) 学童野球及び学生が使用する場合は、保護者、指導者及び監督等を明記した使用申請書を提出し、確実に引率し、常駐、駐在すること。
- (2) 万が一、場外飛球した場合は、速やかにスポーツ振興課へ連絡し指示を受けること。緊急の場合等措置が必要な場合については直ちに対応すること。
- (3) 場外飛球等が発生した場合に原因を明確化するため、監視カメラで監視することを了承すること。